厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

資料３　専門薬剤師制度について

厚生労働省医薬局総務課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

専門薬剤師の現状（一例）

我が国における薬剤師の専門性に係る評価・認定は、これまで各学会や職能団体が自律的に制度を構築し運用し、その結果として認定要件や名称、制度の位置づけに大きな差異が生じ、専門性の質保証の問題等が指摘されている。

領域	専門薬剤師名称	学会等
がん	がん専門薬剤師	日本医療薬学会
	がん薬物療法専門薬剤師	日本病院薬剤師会
	外来がん治療専門薬剤師	日本臨床腫瘍薬学会
	地域薬学ケア専門薬剤師（がん）	日本医療薬学会
感染症	感染制御専門薬剤師	日本病院薬剤師会
HIV	HIV感染症専門薬剤師	日本病院薬剤師会
精神	精神科専門薬剤師	日本病院薬剤師会
妊婦・授乳婦	妊婦・授乳婦専門薬剤師	日本病院薬剤師会
腎臓病	腎臓病薬物療法専門薬剤師	日本腎臓病薬物療法学会
緩和	緩和医療専門薬剤師	日本緩和医療薬学会
救急・中毒	救急専門薬剤師	日本臨床救急医学会
医薬品情報	医薬品情報専門薬剤師	日本医薬品情報学会
医薬品安全	医薬品安全専門薬剤師	日本医薬品安全性学会
薬物療法	薬物療法専門薬剤師	日本医療薬学会
医療薬学一般	医療薬学専門薬剤師	日本医療薬学会
	地域薬学ケア専門薬剤師	日本医療薬学会
女性医学	認定女性ヘルスケア専門薬剤師	日本女性医学学会
禁煙	禁煙認定専門指導者（専門薬剤師）	日本禁煙学会

各専門薬剤師になるための主な認定要件

専門薬剤師となる前に、認定薬剤師を取得して専門薬剤師となるもの、学会認定の研修施設での研修が必要なもの、症例報告、学会発表や論文などの研究が求められるものと認定要件は様々である。

△：どちらか一方

専門薬剤師名称	学会等	当該認定	実務経験（学会員歴）	認定薬剤師*1	研修（認定施設）	症例	発表 数値は回数	論文 数値は報数	試験
がん専門薬剤師	日本医療薬学会	ー	5年(5年)	○	5年	50	△2	△1	○
がん薬物療法専門薬剤師	日本病院薬剤師会	○	3年	日病薬のみ	8週間	50(認定時)	○2	○1	○
外来がん治療専門薬剤師	日本臨床腫瘍薬学会	○	5年	○	3ヶ月	10(認定時)	ー	ー	認定時のみ
地域薬学ケア専門薬剤師（がん）	日本医療薬学会	ー	5年(5年)	○	5年	50+(がん)20	△2	△1	○
感染制御専門薬剤師	日本病院薬剤師会	○	3年	日病薬のみ	ー	20(認定時)	○2	○1	○
HIV感染症専門薬剤師	日本病院薬剤師会	○	3年	日病薬のみ	15時間以上または3年従事	10(認定時)	○2	○1	○
精神科専門薬剤師	日本病院薬剤師会	○	3年	日病薬のみ	ー	30(認定時)	○2	○1	○
妊婦・授乳婦専門薬剤師	日本病院薬剤師会	○	3年	日病薬のみ	40時間以上または3年従事	15(認定時)	○3	○1	○
腎臓病薬物療法専門薬剤師	日本腎臓病薬物療法学会	3年以上	8年(6年)	ー	ー	15(認定時)	○5	○3	認定時のみ
緩和医療専門薬剤師	日本緩和医療薬学会	5年以上	10年	○	5年	10	○2	○2	○
救急専門薬剤師	日本臨床救急医学会	5年以上	ー(7年)	○	ー	10	○2	○1	口頭試問
医薬品情報専門薬剤師	日本医薬品情報学会	2年以上	5年	ー	ー	ー	○3	○1	○
医薬品安全性専門薬剤師	日本医薬品安全性学会	ー	5年	ー	ー	ー	認定単位として計算		○
薬物療法専門薬剤師	日本医療薬学会	ー	5年(5年)	○	5年	50	△2	△1	○
医療薬学専門薬剤師	日本医療薬学会	ー	5年(5年)	○	1年	10	○2	○2	○
地域薬学ケア専門薬剤師	日本医療薬学会	ー	5年(5年)	○	5年	50	△2	△1	○
認定女性ヘルスケア専門薬剤師*2	日本女性医学学会	ー	ー(3年)	ー	ー	ー	認定単位として計算		○
禁煙認定専門指導者（専門薬剤師）	日本禁煙学会	○	5年(5年)	ー	○	3	△1	△1	○

*1 薬剤師研修センター、日本病院薬剤師会、日本薬剤師会生涯学習支援システムのいずれか

*2 当該制度取得医師の推薦、委員会での認定

乱立する専門薬剤師（がん領域の例）

がん薬物療法専門薬剤師

がん薬物療法専門薬剤師認定試験

- がん薬物療法認定薬剤師であること
- 定める学会の会員
- **学会発表**２回以上（１回は発表者）
  かつ**論文**が１報以上（１報は筆頭）

がん薬物療法認定薬剤師

がん薬物療法認定薬剤師認定試験

- 実務経験**３年**以上
- 日本病院薬剤師会の会員
- 定める学会の会員
- **日病薬病院薬学認定薬剤師***
- 病院勤務、がん薬物療法に**３年**以上
- 指定研修施設で実技研修**８週間**

または、研修施設でがん薬物療法に３年以上

- 講習会４０時間、**２０単位**以上
- 指導実績**５０症例**以上

日本病院薬剤師会

がん専門薬剤師

症例（５０症例）審査

がん専門薬剤師認定試験（１００問）

- 実務経験**５年**以上
- 学会員**５年**以上
- **認定薬剤師***
- 学会認定の研修施設で研修歴**５年以上**
- ５年で**５０単位**以上
- 年会参加１回以上
- がん専門薬剤師集中教育講座１回以上
- **症例報告５０症例**
- **学会発表**２回以上、
  または**論文**１報以上（１報は筆頭）

日本医療薬学会

外来がん治療専門薬剤師

病院研修（3ヶ月）
実務経験**５年**以上

外来がん治療認定薬剤師

面接試験

筆記試験（７５問）

- 実務経験**３年**以上
- 学会員
- **認定薬剤師***
- 講習会**６０単位**以上
- 指導実績**５０症例**以上
- **症例報告１０例**

日本臨床腫瘍薬学会

薬剤師免許取得

＊薬剤師研修センター、日本病院薬剤師会、日本薬剤師会生涯学習支援システムのいずれか

日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師
- **４年以内に４０単位**

日病薬病院薬学認定薬剤師
- 本会正会員又は特別会員（保険薬局勤務・大学教員等）
- **３年で５０単位以上**（I-Vの分野ごとに規定単位あり）
- **認定試験**

日本学術会議（薬学委員会）による近年の提言等（薬剤師関係）

薬剤師の職能将来像と社会貢献（2014年1月20日 提言）

・薬剤師は医療提供と創薬の双方を担う専門職であり、医療の高度化・多様化（バイオ医薬、再生医療等）、医療ニーズの複雑化等を踏まえ、求められる役割（※）が急速に拡大・変化。
※①医療現場での役割の高度化（薬物療法の質・安全性向上に貢献、②地域医療・社会への貢献（医療だけでなく生活・保健への関与拡大）、③創薬・育薬・行政への関与（開発から市販後まで一貫した関与）
・医療現場の課題を研究・創薬につなぐ医療イノベーションの中核人材として、臨床力＋研究力を兼ね備えたPharmacist-scientistの養成が重要。
・薬剤師の活躍領域は広範であり、キャリアパスに関する考え方（多様なキャリアの整理）と制度化が必要。
・人材育成には、6年制教育を基盤とした大学院教育の充実、臨床研究の推進、卒後教育（レジデント制度の整備、生涯教育の体系化）、専門性向上（専門薬剤師制度の整備・質保証）が重要。

社会に貢献する医療系薬学研究の推進（2017年9月29日 報告）

・薬学は総合科学であり、医療系薬学研究の目的は薬物治療の最適化（臨床への直接貢献）。
・6年制導入後、臨床に根ざした研究の重要性が増大し、 臨床の課題を研究で解決する役割が薬剤師に拡大。
・研究領域は医療系が約7割と主流だが、臨床研究・TRはまだ限定的。臨床と基礎の連携不足、社会人大学院生（臨床薬剤師）の受入不足等の課題あり。
・ﾘﾊﾞｰｽ・ﾄﾗﾝｽﾚｰｼｮﾅﾙ・ﾘｻｰﾁにより、臨床の課題を基礎で解明し、創薬・治療への展開に期待。そのため、①研究体制（大学と臨床現場の連携強化等）、②研究基盤整備、③人材育成（Pharmacist-scientistの養成）が必要。

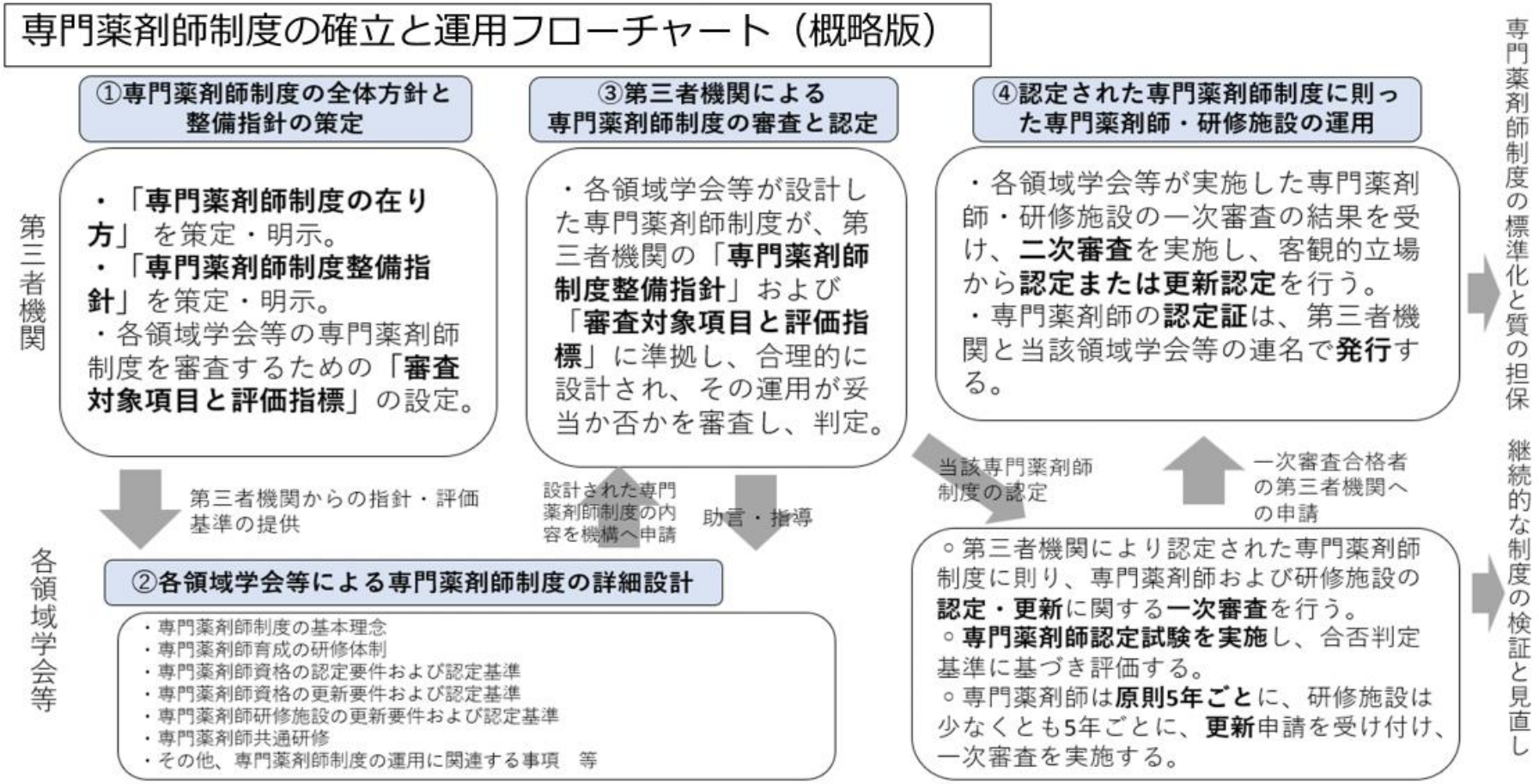
持続可能な医療を担う薬剤師の職能と生涯研鑽（2020年9月4日 提言）

・持続可能な医療の実現には、薬剤師の職能強化と生涯研鑽が不可欠。
・薬局薬剤師は依然として調剤中心で患者への価値提供が十分でなく、医療機関と薬局間の患者情報共有が不十分、6年制教育は整備されたが、卒後研修や生涯教育は体系化が不十分。認定・専門薬剤師制度は乱立し、基準や質保証が統一されておらず、レジデント制度も未整備（医師のような必修制度がない）といった課題を踏まえ、以下を提言。
① 薬剤師の地域医療への積極的関与（地域・在宅・多職種連携に参画、健康支援・予防への関与強化）
② 患者情報の共有基盤整備
③ 卒前・卒後教育の一体化、一貫した教育体系を構築、臨床と研究を両立する人材（Pharmacist-scientist）育成
④ 認定・専門薬剤師制度の改革として、制度の整理・標準化、第三者機関による質保証
⑤ レジデント制度の整備や卒後初期研修の制度化を検討し、臨床能力を体系的に育成

研究での取組み

専門薬剤師制度整備指針の作成

専門薬剤師制度の確立と運用フローチャート（概略版）



専門薬剤師の名称統一及び第三者機関の必要性

第１回本懇談会において、専門薬剤師制度について、日本学術会議での提言や質の担保・国民に対してのわかりやすさのための制度の整備の必要性への指摘があったところ。

○　持続可能な医療を担う薬剤師の職能と生涯研鑽（2020年9月4日 提言）

- 認定・専門薬剤師制度の第三者機関による質保証

○　専門薬剤師が医療の質に与える効果とその評価に関する研究（厚生労働科学研究）

- 専門薬剤師の名称や認定要件の標準化
- 専門薬剤師制度の質保証体制の構築
- 国民に分かりやすい専門薬剤師制度の整備

直近の歯科医師の専門研修制度の概要・経緯

・専門薬剤師制度が抱える課題は、かつて専門歯科医師制度が抱えていた課題と共通している

☆歯科医師の専門医制度等に関する検討会・機構設立の経緯

- 2005年　～　日本歯科医学会において歯科専門医制度の検討
- 2015年1月：歯科医師の資質向上等に関する検討会【厚生労働省】
  （座長：江藤一洋先生～2019年1月まで10回開催）
- 2015年4月：同上　歯科医療の専門性に関するWG【厚生労働省】
  座長：西原達次先生～2016年5月まで5回開催
  「歯科の専門性に関し関連団体で協議を行う必要性」
- 2016年9月：「歯科医師専門制に関する協議会」
  【構成員】歯科医師会、歯科医学会連合、国公立大学歯学部長・病院長会議、
  私立歯科大学協会、歯科医療振興財団、歯学系学会協議会
  （座長：安井利一先生～2017年3月まで3回開催）
- 2017年　5月：「歯科医師専門医制度構築のための第三者機構設立作業部会」
  【構成員】【歯科医師会・歯科医学会連合、学識経験者】
  （座長：安井利一先生～2017年12月まで3回開催）
  「歯科の専門性に関する第三者機構」設置案【作業部会提示】
- 2018年 4月：「(一社)日本歯科専門医機構」 設立
- 2023年　9月：29社員（日本歯科医師会、日本歯科医学会連合、他27学会）

※第11回歯科医療提供体制等に関する検討会　第２回歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ　参考人提出資料５より抜粋

直近の歯科医師の専門研修制度の概要・経緯

◆ 関係団体による協議

○ これまでのワーキンググループの中で、歯科医療の専門性について十分議論され 一定の方向性を得る段階には至っていないことから、**関係団体、学会、大学、第三者を交えた協議の場を設定し、歯科医療の専門性のあり方等について引き続き検討を行うことが必要である**。

○ 協議は１～２年を目処とし、下記について検討することが期待される。 （抜粋）

● 各学会の専門医制度について、客観的な評価方法、評価基準等の在り方 ・例えば既存の団体や第三者的組織を評価者とすることについてどのように考えるか。

・客観的な評価方法、評価基準はどのような内容や水準とすべきか。

● 近接・類似する領域における研修、認定の在り方

・専門性の乱立ではなく国民にも歯科医師にもわかりやすい領域とするために、 近接・類似する領域の学会で研修を共催した上でひとつの専門医制度とする等 についてどのように考えるか。

・このような仕組みとする場合に研修や認定をどのように行うべきか。

● 国民に情報提供すべき歯科医療の専門性及び専門性資格とその評価の在り方

・安全・安心な歯科医療機関、歯科医師の自己研鑽の内容と水準等をどのように国民に情報提供すべきか。

・広告できる専門性資格について、国民の受診の指標とするために、関係団体は意見聴取の段階でどのような基準で評価すべきか

※第５回歯科医師の資質向上等に関する検討会　歯科医療の専門性に関するワーキンググループ　資料１より抜粋

直近の歯科医師の専門研修制度の概要・経緯

・専門薬剤師制度が抱える課題は、かつて専門歯科医師制度が抱えていた課題と共通しているので参考にできる

一般社団法人日本歯科専門医機構における歯科専門医の検討状況

第18回医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会
（令和3年7月8日） 資料2－1（一部改変）

日本歯科専門医機構の設立経緯

〇2005年～　日本歯科医学会において歯科専門医制度の検討
〇2015年　厚生労働省において「歯科医療の専門性に関するワーキンググループ」を設置
〇2016年　5月　「歯科医療の専門性に関するワーキンググループ」 において方向性とりまとめ
　　11月　「歯科医師の資質向上等に関する検討会」においてWGの議論を踏まえた論点整理
〇2017年　日本歯科医師会、日本歯科医学会連合等による「歯科専門性に関する協議会」設置
〇2018年　一般社団法人日本歯科専門医機構設立

専門医制度認証の仕組み

- 各専門医制度の構築（専門研修カリキュラム、専門研修教育、専門医資格等の認定や更新の審査・認定に係る制度設計等）は、各領域学会で行う。
- **日本歯科専門医機構は、**各学会の制度の基本的要件・基準の設定等について、中立・公正に審査し、**各学会の専門医制度及び専門医・研修施設等の評価・認定と認証を行う**。

歯科における専門領域の考え方

- 専門医の診療領域については、大学の講座（分野）に準じたものを基本とし、サブスペシャリティーについては今後の検討課題とする。
- 地域歯科医療における多職種連携、訪問歯科診療、ハイリスク患者の歯科診療などを総合的かつ専門的に行い歯科医師を認定する「総合歯科専門医（仮称）」制度を構築する。
- 以上の方針から、以下の**10基本領域について、専門医制度の領域の認定を行っているところ**。

① 日本歯科専門医機構における領域の認定を終え、現在広告可能な領域
口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科、歯科放射線、補綴歯科、歯科保存、矯正歯科[※]
② 専門医像や専門領域について、関係学会間で協議の上、検討を行っている領域
インプラント歯科、 総合歯科（名称はいずれも仮称）

【※】「口腔外科」「歯周病」「歯科麻酔」「小児歯科」「歯科放射線」：令和3年告示改正前から広告可能な領域
「補綴歯科」：令和5年5月に日本歯科専門医機構において領域を認定。
「歯科保存」「歯科矯正」：令和6年6月に日本歯科専門医機構において領域を認定。

※第３回 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会　資料１より抜粋

専門薬剤師の総合討論

専門薬剤師のこれからについて、以下のような議題で討論いただきたい。

- 質の担保・第三者機関の必要性
- 学会等の専門薬剤師をとりまとめる第三者機関及びその運営について
- 上記を話し合う場について
- 国民に広告できる専門性資格について